

平成29年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望  
(マイナンバー制度関係)

【内閣官房】

平成28年8月8日

全 国 知 事 会

# マイナンバー制度について

- (1) マイナンバー制度については、国民の認知や理解が深まらなければ、普及、定着が進まないおそれがあることから、国民が適切にマイナンバーを取り扱えるよう、制度の概要、メリット、安全性や信頼性等に加え、注意すべき事項等についても、引き続き、分かりやすい周知・広報を行うこと。

その際には、若者から高齢者までの各階層、外国人及び情報弱者に対して、様々な媒体を活用して、効果的かつきめ細やかな周知・広報に努めること。

- (2) マイナンバー制度には、プライバシー保護の観点から懸念が示されていることから、情報漏洩や不正利用に係る国民の不安を払拭できるよう、制度の安全性や信頼性を、国民に丁寧かつ十分に説明する等により、信頼される社会基盤として制度を確立すること。

特に特定個人情報保護方策について、社会情勢、国民の意識、技術動向等諸環境の変化を踏まえ、情報漏洩や目的外利用などの危険性について不断の検証を重ねた上で、随時追加・見直しを行うこと。

- (3) マイナンバー制度に係るセキュリティ対策については、技術的・物理的・人的対策の観点から不断の見直しを行い、国民の信頼が得られる安全対策を講じること。

また、地方公共団体が実施するセキュリティ対策に必要な経費について財政措置を確実に講じるほか、民間事業者においても、十分なセキュリティ対策が確実に講じられるよう、国の責任において対応すること。

- (4) マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や悪質商法、マイナンバーに絡めた詐欺、マイナンバーや個人情報を騙し取る等の事案が発生していることから、引き続き総務省、内閣官房、消費者庁及び警察庁等が連携して様々な注意喚起及び情報提供を行うとともに、監視体制を確保し、詐欺や悪質行為の被害を未然に防止するため万全を期すこと。

- (5) マイナンバー制度を円滑に運用するためには、全ての地方公共団体と民間事業者において、制度の理解や体制の整備が必要であることから、整備状況を勘案し、所管省庁が参加した説明会や研修会を開催し、随時マニュアルの追加・見直しを行うこと。

特に中小企業・小規模事業者においても、マイナンバー制度への対応が確実にできるよう国の責任において必要な支援を行うこと。

なお、マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、地方公共団体や民間事業者が主催する説明会や研修会に対して、講師を無償で派遣すること。

(6) マイナンバー制度に関して、地方側で対応が必要となる作業等の情報については、内閣官房や総務省等において集約し、地方の準備期間が十分確保できるよう迅速に情報提供を行うこと。

また、地方との協議が必要な場合及び地方から協議の求めがある場合には、「マイナンバー制度に関する国と地方公共団体の推進連絡協議会」等の場において、地方の意見を十分に聴いた上で、反映させること。

(7) マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、システム及びネットワークに係る構築、改修及び維持管理や各種連携テストの実施に要する経費については、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

(8) 「マイナンバーカード」の普及、浸透を図るため、セキュリティや費用対効果等を十分に検証した上で、健康保険証等の機能追加や「マイナポータル」の機能充実に加え、「マイキープラットフォーム」の構築に向け、公的個人認証サービスの民間開放を積極的に進めるなど、手軽で利便性の高いものにすること。その際には、利用時に混乱が生じないよう一元的な窓口によるサポート体制を充実させること。

また、「マイナンバーカード」の発行手数料については引続き国が負担すること。

(9) 法施行後3年を目途として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。

また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。